

特別措置を行う特別受入れプログラムについて

令和4年6月30日
総長 裁定

(趣旨)

- 第1条 この裁定は、特別受入れプログラムに係る検定料、入学料、授業料及び研究料に関する特別措置規則（令和4年6月30日東大規則第18号。以下「特別措置規則」という。）に基づき、検定料、入学料、授業料及び研究料を不徴収とする特別受入れプログラムについて定める。
- 2 前項に規定するほか、部局における研究生又は研究員等の特別受入れ制度の取り扱いについて必要な事項を定める。

(特別受入れプログラム)

- 第2条 特別受入れプログラムは、ロシアによるウクライナへの武力侵攻により、学ぶ場や研究する場を安全に確保することができなくなった学生等を、別表の左欄に掲げる部局において同表の右欄に掲げる身分で受け入れ、研究指導等を行う制度とする。

(その他の受入れ制度)

- 第3条 総長は、部局で定める研究生又は研究員等に係る受入れ制度に関し、当該部局における運用にあたり、検定料、入学料、授業料その他の費用の徴収について、特別措置規則制定の趣旨にかんがみ、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(補則)

- 第4条 この裁定に定めるもののほか、特別受入れプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係－特別受入れプログラム）

部局	受入れ身分
医学系研究科	大学院外国人研究生
工学系研究科	大学院外国人研究生
人文社会系研究科	大学院外国人研究生
理学系研究科	大学院外国人研究生、大学院特別研究学生
農学部・農学生命科学研究科	学部研究生、 大学院外国人研究生
経済学研究科	大学院外国人研究生

総合文化研究科	大学院外国人研究生
教育学研究科	大学院特別研究学生
薬学系研究科	大学院外国人研究生
新領域創成科学研究科	大学院特別研究学生
情報理工学系研究科	大学院外国人研究生
学際情報学府	大学院外国人研究生、大学院特別研究学生
公共政策学教育部	大学院外国人研究生
地震研究所	研究所研究生
生産技術研究所	研究所研究生
大気海洋研究所	研究所研究生

附 則

この裁定は、令和4年6月30日から実施し、令和4年4月1日から適用する。